

返戻金制度について

雇入れ日より 90 日未満に甲を退職した場合は、乙は甲に
紹介料の一部を返還するものとする。返還する金額の算定は下記に定める勤続月数
により決定する。

勤続日数	返還する紹介料の割合
30 日未満	80%
30 日以上 60 日未満	20%
60 日以上 90 日未満	15%

医師紹介の場合のみ下記規定を適用する。

勤続月数	返還する紹介料の割合
1 ヶ月未満	80%
1 ヶ月以上 3 ヶ月未満	50%